

最高裁の上告不受理決定について（函館新聞社のコメント）

函館新聞社（小笠原金哉社長）が、独禁法違反として北海道新聞社（道新）を相手に起こした損害賠償請求訴訟に関し、公正取引委員会に審判記録の開示を求めた行政訴訟の上告審で、最高裁第1小法廷（涌井紀夫裁判長）は4日、公取委の上告を受理しない決定を下した。審判記録の開示を命じた1、2審判決が確定した。

函館新聞社は2003年以降2回にわたり、公取委が道新に排除勧告した審判記録の開示を求めた。公取委が一部の閲覧コピーを拒否したため、函館新聞社は全面開示を求めて東京地裁に提訴していた。

1審の東京地裁、2審の東京高裁ともに全面開示を認めたため公取委が上告していた。函館新聞社が道新に求めた損害賠償請求訴訟は06年10月、東京地裁で和解が成立している。

当社の代理人である村上重俊弁護士は、この最高裁決定の社会的意義をこう解説しています。

公取委は独禁法違反事件の違反者を摘発し、被害者の救済にあたるのが指命（しめい）です。ところが、本件では利害関係人（函館新聞社）の審判記録閲覧請求に対して、加害者に意見を求め、加害者が同意しない審判記録の開示を拒否し続けました。

これは被害者救済のために設けられた独禁法第69条の趣旨を脱却する処分であり、最高裁の本件上告の不受理決定で、公取委の従来 of 処置が違法だったことが確定しました。

これによって利害関係人に対する閲覧謄写請求権が確保されたわけで、被害者救済の促進が期待されます。本件の最高裁決定が社会的に極めて大きい意義を持つと言われる理由はそこに集約されると考えます。